

「JANPU ナースプラクティショナー」資格認定の実施について

1. 提案事項

一般社団法人 日本看護系大学協議会（以下、本協議会という）の認定を受けたナースプラクティショナー教育課程（46 単位）を修了した者に対して「JANPU ナースプラクティショナー」という資格の認定を本協議会が実施すること。

2. 提案理由

本協議会は、2015 年からナースプラクティショナー教育課程（46 単位）の一領域であるプライマリケア看護専攻教育課程の認定を開始しました。現在までに 2 校の大学院が当該教育課程の認定を受け、2018 年 3 月末現在、4 名の修了生が輩出され活動しています。

本協議会が認定するナースプラクティショナー教育課程からすでに修了者が輩出された今、それらの修了者がナースプラクティショナーを名乗り、社会的に認知される中で活動するためには資格を認定されることが不可欠です。本協議会が認定する教育課程修了者の資格認定を実施する機関がない現状では、本協議会が責任を持って資格認定に取り組むべきであると考えます。そこで、本協議会が輩出した修了生に対して「JANPU ナースプラクティショナー」の資格認定を実施することを提案します。

3. 資格の名称について

現在、ナースプラクティショナーという名称は、本協議会のナースプラクティショナーをはじめ、米国で使われているナースプラクティショナー、日本 NP 教育大学院協議会の「診療看護師（NP）」、日本看護協会が検討している「ナースプラクティショナー（仮称）」など様々な使われており、それぞれ定義や役割等が違います。そこで、名称による混乱を避け、また本協議会の認定資格であることを明確にするために、資格の名称を「JANPU ナースプラクティショナー」とし、略称を「JANPU-NP」と称することとします。

4. 資格認定の実施プロセス

- 1) APN グランドデザイン委員会に部会を設けて、資格認定制度として認定審査の受験資格要件、審査方法、更新の要件と審査方法等について検討する。
- 2) 2019 年度社員総会に資格認定制度（案）を提案し、承認を得る。
- 3) 総会での承認を得た後、2019 年度中に第 1 回の認定審査を行う。
- 4) 認定審査は、「JANPU ナースプラクティショナー資格認定委員会」を設けて行う。
- 5) 資格認定の実施にあたっては、関係機関・団体等と調整を行う。
- 6) その他、今後は、専門看護師の資格認定、ならびに APN 教育課程認定の在り方について、APN グランドデザイン委員会で検討を継続する。

以上